

# 岡山県家庭教育応援条例の概要

## 目的（第1条）

家庭教育の支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進することで、

- 保護者が学び成長していくこと及び子どもが将来親になる選択をした場合のために学ぶことを促す
- 子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達に寄与する

## 基本理念（第3条）

- ・家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有する
- ・県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭における自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと
- ・一人一人の子どものかけがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に十分配慮
- ・幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ幼児期に重点を置く

## 県の責務（第4条）

- ・関係部署の支援体制を整備、家庭教育支援施策を総合的に策定及び実施する責務
- ・市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携
- ・保護者及び子どもの障害の有無、ひとり親家庭の存在、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮

## 市町村との連携等（第5条）

市町村の家庭教育支援施策の策定又は実施時の連携及び支援

## 保護者の役割（第6条）

- ・子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努める
- ・家庭教育を充実させるため学校等と連携するよう努める

## 学校等の役割（第7条）

- ・保護者、地域住民等との連携に努める
- ・県や市町村の家庭教育支援施策への協力に努める

## 地域住民等の役割（第8条）

- ・良好な地域環境整備に努める
- ・保護者及び学校等と連携等に努める
- ・県や市町村施策への協力に努める

## 事業者の役割（第9条）

- ・従業員の仕事と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に努める
- ・県や市町村の施策への協力に努める

## 県による関係者の連携した活動の促進等（第10条）

- ・関係者が相互に連携、協力して取り組む家庭教育支援活動の促進
- ・県民皆で支え合う環境づくりの推進



## 家庭教育を支援するための県の基本的施策

- ・保護者の学びの支援（第11条）
- ・親になる選択をした場合のための学びの支援（第12条）
- ・人材養成等（第13条）
- ・広報及び啓発（第15条）
- ・公表（第17条）
- ・条例の検討・見直し（附則）
- ・相談体制の整備等（第14条）
- ・財政上の措置（第16条）
- ・家庭教育を応援する日（第18条）